

○岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成十三年六月十二日

岡山県規則第六十四号

改正 平成一三年九月二八日規則第八六号

平成一四年三月一九日規則第二五号

平成一七年四月一日規則第八八号

平成一七年六月二一日規則第九九号

平成一八年三月二四日規則第四三三号

平成二三年一〇月二一日規則第六〇号

平成二三年一二月二七日規則第七〇号

平成二五年六月二八日規則第四五号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則を次のように定める。

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年岡山県条例第二十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(犬の飼い主の遵守事項の特例)

第二条 条例第八条第一号ニの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 展覧会、競技会、曲芸その他これらに類する催物に出品し、出場させ、又は使用する場合
- 二 生後九十日以内の場合

(平一八規則四三・旧第三条繰上)

(犬又は猫の引取り)

第三条 条例第十条第一項の規定による犬又は猫の引取りの申請は、犬の飼い主にあつては犬の引取り申請書（様式第一号）により、猫の飼い主にあつては猫の引取り申請書（様式第二号）により行わなければならない。

2 条例第十条第二項の規定による拾得者その他の者からの犬又は猫の引取りの申請は、犬又は猫の引取り申請書（様式第三号）により行わなければならない。

(平一八規則四三・旧第十六条繰上・一部改正、平二五規則四五・一部改正)

(身分証明書)

第四条 条例第十一条第五項及び第二十条第二項に規定する証明書は、身分証明書（様式第四号）とする。

(平一八規則四三・旧第十七条繰上・一部改正)

(収容する負傷動物)

第五条 条例第十二条の規則で定める動物は、いえうさぎ、鶏及びあひるとする。

(平一八規則四三・旧第十八条繰上・一部改正、平二五規則四五・一部改正)

(公示の方法)

第六条 条例第十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、岡山県動物愛護センターの掲示場に掲示することにより行うものとする。

(平一七規則八八・一部改正、平一八規則四三・旧第十九条繰上・一部改正)

(犬、猫等の返還)

第七条 条例第十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により返還を受けようとする者は、犬にあつては犬の返還申請書（様式第五号）を、犬以外の動物にあつては猫等の返還申請書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

(平一八規則四三・旧第二十条繰上・一部改正、平二五規則四五・一部改正)

(犬又は猫の譲渡)

第八条 条例第十四条第二項の規定による犬又は猫の譲渡の申請は、犬又は猫の譲渡申請書（様式第七号）により行わなければならない。

(平一八規則四三・旧第二十一条繰上・一部改正、平二五規則四五・一部改正)

(野犬等の掃討の方法)

第九条 条例第十五条第一項の規定による野犬等の掃討（以下「野犬等の掃討」という。）は、必要な時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に薬物入りの餌を置くことにより行うものとする。

2 前項の薬物入りの餌には、当該餌ごとに薬物入りの餌である旨の表示をしておかなければならない。

3 岡山県動物愛護センターの長は、当該職員に第一項の薬物入りの餌の置かれた場所を巡回させ、かつ、野犬等の掃討の時間として定められた終了の時刻が経過する前に当該薬物入りの餌を回収させなければならない。

(平一七規則八八・一部改正、平一八規則四三・旧第二十二条繰上・一部改正、平二五規則四五・一部改正)

(野犬等を掃討する旨の周知の方法)

第十条 条例第十五条第一項の規定による周知は、野犬等の掃討を実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りの餌の状態について、少なくとも次に掲げる措置を採ることにより行うものとする。

一 野犬等の掃討を実施する区域内及びその周辺に居住する犬の飼い主に文書で通知すること。

二 野犬等の掃討を実施する区域内及びその周辺で公衆の見やすい場所に掲示すること。

三 放送その他の方法によって広報をすること。

2 前項第一号の規定による通知は野犬等の掃討の開始の日の三日前までに、同項第二号の規定による掲示は開始の日の三日前から終了の日まで、同項第三号の規定による広報は開始の日の三日前か

ら開始の日までの間の適当な日にそれぞれ行わなければならない。

(平一八規則四三・旧第二十三条繰上・一部改正、平二五規則四五・一部改正)

(事故発生の報告)

第十一条 条例第十八条第一項の規定による報告は、犬の飼い主にあつては犬の事故報告書(様式第八号)により、犬以外の動物の飼い主にあつては事故報告書(様式第九号)により行わなければならない。

(平一八規則四三・旧第二十四条繰上・一部改正)

(動物愛護管理員及び動物愛護指導員)

第十二条 条例第二十一条第一項の動物愛護管理員は、条例で定めるもののほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において獣医学又は畜産学を修めた者(以下この条において「獣医学等修業者」という。)をもって充て、同項の動物愛護指導員は、獣医師又は獣医学等修業者以外の者をもって充てる。

(平一八規則四三・旧第二十五条繰上・一部改正)

(手数料の額等)

第十三条 条例第二十二条第一項の規則で定める額は、次のとおりとする。

- 一 生後九十一日以上の子犬又は猫 一頭又は一匹につき二千元
 - 二 生後九十一日未満の子犬又は猫 五頭又は五匹までにつき千円(五頭又は五匹を超える場合にあつては、千円に五頭又は五匹を超える部分が五頭又は五匹までごとに千円を加算した額)
- 2 条例第二十二条第五項に規定する返還を受けようとする者は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の費用を負担しなければならない。
- 一 保管に要した費用 動物一頭、一匹又は一羽一日につき三百円
 - 二 返還に要する費用 動物一頭、一匹又は一羽につき三千元

(平一八規則四三・旧第二十六条繰上・一部改正、平二五規則四五・一部改正)

(適用除外市町村)

第十四条 条例第二十三条の規則で定める市町村は、岡山市及び倉敷市とする。

(平一三規則八六・追加、平一四規則二五・一部改正、平一八規則四三・旧第二十七条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(岡山県飼い犬取締条例施行規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 岡山県飼い犬取締条例施行規則(昭和四十五年岡山県規則第七号)

二 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則（昭和五十六年岡山県規則第四十八号）

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際前項の規定による廃止前の岡山県飼い犬取締条例施行規則又は危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則によりした処分、手続その他の行為で現にその効力を有するものは、この規則の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に別表第一に掲げる動物のうち、附則第二項の規定による廃止前の危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）別表第一に掲げられていないものを飼養している者（条例第十一条第一項各号に掲げる場合を除く。）は、この規則の施行の日から起算して三月間は、条例第十一条第一項又は第十四条第一項の許可（以下「危険な動物の飼養許可」という。）を受けなくても、引き続き当該動物を飼養することができる。その者がその期間内に危険な動物の飼養許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。
- 5 この規則の施行の際現に別表第一に掲げる動物のうち、旧規則別表第一に掲げられていないものを飼養している者で、条例第十一条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する施設の設置者であるものは、条例第十七条第一項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して三月以内に、条例第十一条第二項第一号から第六号までに掲げる事項を知事に届け出なければならない。

附 則（平成一三年規則第八六号）

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第二五号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第八八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第九九号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

一から十まで 略

十一 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

附 則（平成一八年規則第四三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二三年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第七〇号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第四五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

犬の引取り申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

年 月 日生

電話番号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山県条例第22号)第10条第1項の規定により、次のとおり犬の引取りを申請します。

申請理由						
種類	頭数	内容				
		性別		毛色	年齢	
		雄	雌		生後91日以上	生後91日未満
犬	頭	頭	頭	頭	頭	頭
飼養環境	屋内 屋外					
餌の種類	ペットフード 残飯 併用 その他()					
こう 咬傷歴	年 月 日					
その他						

様式第2号(第3条関係)

猫の引取り申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

年 月 日生

電話番号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山県条例第22号)第10条第1項の規定により、次のとおり猫の引取りを申請します。

申請理由						
種類	匹数	内 容				
		性別		毛 色	年 齢	
		雄	雌		生後91日以上	生後91日未満
猫	匹	匹	匹	匹 匹 匹	匹	匹
飼養環境	屋内 屋外					
餌の種類	ペットフード 残飯 併用 その他()					
その他						

様式第3号(第3条関係)

犬又は猫の引取り申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

年 月 日生

電話番号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山県条例第22号)第10条第2項の規定により、次のとおり犬又は猫の引取りを申請します。

- 1 拾得日時 年 月 日 時 分
- 2 拾得場所
- 3 拾得した犬又は猫

種 類	頭(匹)数	内 容					
		性 別		毛 色	大 き さ		
		雄	雌		大	中	小
犬	頭	頭	頭	頭	大	中	小
		頭	頭		頭	頭	頭
猫	匹	匹	匹	匹	大	中	小
		匹	匹		匹	匹	匹

様式第4号(第4条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職 名 氏 名
年 月 日生
上記の者は、岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山県条例第22号)第11条第2項の規定による立入り及び同条例第20条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
岡山県知事 印

(裏)

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(野犬等の収容)

第11条 知事は、飼養されていない犬又は第8条第1号の規定に違反してつなげられず、若しくは収容されていない犬(以下「野犬等」という。)があると認めるときは、これを収容することができる。

2 前項の規定により野犬等を収容する職員は、収容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3・4略

5 第2項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(立入検査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、飼養施設の設置場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第5号(第7条関係)

犬の返還申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

年 月 日生

電話番号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山県条例第22号)に基づき引き取られ、又は収容された犬の返還を申請します。

種 類		毛 色		性 別	雄 雌
名 前		大 き さ	大 中 小	生年月日	年 月 日
登 録 年 月 日	年 月 日	登 録 番 号	第 号	市町村名	
注 射 年 月 日	年 月 日	注 射 済 票 番 号	第 号		

様式第6号(第7条関係)

猫等の返還申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

年 月 日生

電話番号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山県条例第22号)に基づき引き取られ、又は収容された猫等の返還を申請します。

種 類	毛 色	性 別	雄	雌
名 前	大 き さ	大 中 小	生年月日	年 月 日

様式第7号(第8条関係)

犬又は猫の譲渡申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

年 月 日生

電話番号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山県条例第22号)第14条第2項の規定により、次のとおり犬又は猫の譲渡を申請します。

飼 養 目 的	愛玩 その他()					
種 類		性 別	雄	雌		
年 齢		体 格				
毛 色						
その他の特徴						
飼養者(管理責任者)	住 所		電話番号			
	氏 名		性 別	男 女	年齢	
飼 養 場 所	所 在 地					
	周囲の環境	商店街	住宅街	空き地	農地	その他()

様式第8号(第11条関係)

犬の事故報告書

年 月 日

岡山県知事 殿

報告者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

年 月 日生

電話番号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山県条例第22号)第18条第1項の規定により、飼養する犬が害を加えたので、次のとおり報告します。

事故の日時	年 月 日 時						
事故の場所							
害を加えた飼養する犬	種類		性別	雄 雌	年齢		毛色
	犬の名前		体格	大・中・小	特徴		
登録注射	登録番号	第 号	最終予防注射年月日		年 月 日	注射済票番 号	
事故の状況	事故の内容	こゝ 咬傷・その他()					
	事故時の管理状況	係留・放し飼い・運動・訓練・移動・その他()					
	事故の原因						
	過去における事故の有無	こゝ 有(咬傷・その他)・無					
被害者	住 所						
	氏 名			年齢		性別	
	職 業						
	被害の概要						
事故発生後の措置							

様式第9号(第11条関係)

事 故 報 告 書

年 月 日

岡山県知事 殿

報告者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

年 月 日生

電話番号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年岡山県条例第22号)第18条第1項の規定により、飼養する動物(犬を除く。)が害を加えたので、次のとおり報告します。

事故の日時	年 月 日 時					
事故の場所						
害を加えた飼養する動物	種類		性別		年齢	
	過去における加害の有無		有(回)・無			
事故の内容及び原因						
被害者	住所					
	氏名		年齢		性別	
	職業					
	被害の概要					
事故について講じた措置						

様式第1号（第3条関係）

（平18規則43・旧様式第9号線上・一部改正、平25規則45・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平18規則43・旧様式第10号線上・一部改正、平25規則45・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（平18規則43・旧様式第11号線上・一部改正、平25規則45・一部改正）

様式第4号（第4条関係）

（平18規則43・旧様式第12号線上・一部改正、平23規則70・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平18規則43・旧様式第13号線上・一部改正、平23規則60・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（平18規則43・旧様式第14号線上・一部改正、平25規則45・一部改正）

様式第7号（第8条関係）

（平18規則43・旧様式第15号線上・一部改正、平25規則45・一部改正）

様式第8号（第11条関係）

（平18規則43・旧様式第16号線上・一部改正）

様式第9号（第11条関係）

（平18規則43・旧様式第17号線上・一部改正）